

太田市重層的支援体制整備事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の4第1項の規定に基づき、複合・複雑化した課題に対する適切な支援を必要とする者及びその者の属する世帯（以下「支援対象者等」という。）の課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその課題を解決していくため、重層的支援体制整備事業（以下「事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業の対象者は、市内に住所を有する支援対象者等とする。

(事業内容)

第3条 事業内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 包括的相談支援事業
- (2) 参加支援事業
- (3) 地域づくり事業
- (4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- (5) 多機関協働事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

2 前項の事業内容を適切かつ円滑に実施するために、太田市重層的支援会議設置要綱（令和4年4月1日太田市制定）の規定に基づき、太田市重層的支援会議を開催するものとする。ただし、支援対象者等より情報共有の本人同意が得られていない場合は、太田市重層的個別支援会議設置要綱（令和4年4月1日太田市制定）の規定に基づき、太田市重層的個別支援会議を開催するものとする。

(実施上の留意事項)

第4条 事業の実施に当たっては、事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業実施計画を策定するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。